

三遠ネオフェニックス U15

規約・入団同意書

第1条 (名称)

名称は、三遠ネオフェニックス U15 (以下「チーム」という) とし、株式会社フェニックス (以下「クラブ」という) が運営する。

第2条 (クラブ連絡先)

愛知県豊橋市大橋通二丁目 146 番地 (株式会社フェニックス内) TEL:0532-35-7528

第3条 (目的)

バスケットボールを通じて礼儀や言葉使いなどの基本的な社会道徳を身に付けると共に、一貫指導のもと心・技術・体力の成長に伴い、本格的に訓練し、バスケットボールの楽しさを学びながら、将来の三遠ネオフェニックストップチームのバスケットボール選手の育成を目的とする。

第4条 (入会手続き及び資格)

- (1) クラブが開催するトライアウトに合格した選手であること。
- (2) クラブが優秀と認めた選手であること。
- (3) 公益財団法人日本バスケットボール協会 (JBA) にチームの選手として登録できること。
- (4) 部活やクラブとの二重登録・活動はせず、三遠ネオフェニックス U15 の専属選手として登録し、各種大会に出場できる選手であること。
- (5) クラブの目的に賛同する選手であること。
- (6) 重大な疾患や傷害がなく、練習や試合などチームの活動に選手として支障なく参加できること。
- (7) 規約の遵守を誓約し、入団同意書を提出した選手であること。
- (8) 在籍期間はトライアウト合格から中学校卒業までとするが 1 年毎に継続の意思確認を行うものとする。

第5条 (会費等)

選手は、クラブ指定の決済方法により会費等を支払わなければならない。

入会金：11,000 円 (税込) ※入会時のみ

月会費：16,500 円 (税込)

遠征費・ウェア費は実費 ※ユニフォームはクラブが選手に貸与する。

月会費の支払い方法は、選手が指定する銀行口座から翌月分を毎月 26 日 (26 日が銀行休業日の場合は翌営業日) の自動引き落としにより支払うものとするが、口座振替依頼書が受理されるまでの間、つまり

入会金と 1 ヶ月目、2 ヶ月目、3 ヶ月目の月会費はクラブ指定の方法で会費を納入するものとする。

口座振替依頼書の受理後、引き落としがなかった場合には、選手からクラブ指定の口座へ期限までに納入するものとする。その際の振込手数料 (消費税含む) は選手負担とする。誤って入金した場合の返納手数料も同様とする。

第6条 (会費の不返納)

一旦納入された入会金および月会費は、不可抗力による場合を除いては、理由の如何を問わず返金しない。

第7条 (会費の滞納)

選手が、理由なく会費等の支払いを怠り督促から 10 日を過ぎても入金が無い場合は、指導を停止され選手としての資格を失う。

第8条 (着用義務)

選手は、チーム指定のトレーニングウェアを着用しなければならない。

第9条 (練習・欠席)

毎月の練習、試合予定はチームから発行する予定表による。

1. 会員都合による欠席についての返金はしないものとします。
2. 天災により練習開催が懸念される場合、規約第 18 条に基づき対応をするものとします。

第10条（怪我等による休部）

U15は自己都合による休部は認められません。

もし、U15の活動内外に関わらず怪我をして長期に渡り活動に参加出来ない場合は、診断書の全治見込みに基づき休部を可能とし、休部期間中は月会費が発生しないものとする。銀行引落の関係上、前月の10日に翌月の引き落とし手続きが行われてしましますが、診断書を提出して頂ければ、引き落とされた翌月の会費は返金致します。

もし、怪我した月に1度も練習参加をされていない場合は、翌月分と合わせて怪我した月も返金します。

1回でも練習に参加した場合は、その月会費の返金は出来ないものとします。

具体例① 10月11日以降に怪我をして休部

⇒診断書を提出する事により引落された11月分会費を返金。

10月に1度も練習参加が無ければ、10月分の会費も合わせて返金。

具体例② 10月10日以前に怪我をして休部

⇒11月分は引落手続きを中止可能。

10月に1度も練習参加が無ければ、診断書を提出する事により10月分の会費を返金。

休部期間中の練習見学は不可とします。

但し、代表活動等で不在にする場合は相談の上、休部を可能とします。

第11条（復帰）

1. 復帰を希望する場合は、事前にクラブへ連絡しなければならない。
2. 休部から復帰する際は、参加月から月会費1ヶ月分が発生します。

第12条（退部）

1. 退部を希望する選手は、在籍最終となる月の10日までにクラブへ連絡しなければならない。
2. 在籍最終となる月の10日までに届出がない場合、また10日を過ぎてしまった場合には、在籍最終月の翌月分の月会費は返金出来ないものとする。
3. 具体例：1月末で退部希望 → 1月10日までに退部届を提出すれば2月分の月会費は引き落とされず退部。
10日を過ぎてしまった場合、2月分は返金不可ですが2月に練習に参加する事は可能です。
4. 怪我をして退会する場合、最後となる月に1回でも練習に参加している場合は、その月の会費の返金は出来ないものとする。
最終となる月に全く練習に参加していない場合は医師の診断書を提出する事により引落された月会費を返金します。

第13条（連絡の義務）

会員は、住所、連絡先等について変更があった場合、速やかにクラブへ連絡しなければならない。選手は、練習または試合等のチーム活動に参加できない場合には、必ず事前にクラブに連絡をしなければならない。

第14条（指導方針）

選手およびその保護者は、クラブに対し、チームの指導方針や活動方針について一任するものとする。

第15条（行動規範）

選手は、以下の行動規範を守りチームの一員として真摯な態度でトレーニングに励み、日常生活を含めよい準備を行いながらプロバスケットボール選手を目指して常に全力でバスケットボールに取り組まなければならない。

1. 日本国の刑罰法規に抵触する行為を行ってはならない。
2. 選手およびその保護者は、三遠ネオフェニックスの一員として「組織責任が生じることを自覚」し、「責任ある行動」を心がけなければならない。
3. チームの風紀を乱す行為を行ってはならない。ルールを守り、コーチの指揮、指導に従うこと。
4. 所属する学校の校則を守り、学生らしい言動と服装をすること。
5. 地域の模範となるようにマナーを守ること。常に礼儀正しくあいさつを行うこと。注目される存在であるからこそ、

「より謙虚に」「他者への礼儀」と「周囲への感謝の気持ち」を持って行動をすること。

6. バasketボールだけでなく勉学に励むこと。Basketボールに秀でているだけでは優れた人間であることにはならない。日常生活においても秀でた人間と評価されるよう行動する。Basketボールを通して人生を豊かにすること。
7. 仲間、支えてくれている方々や家族への感謝を常に忘れず、常に表現すること
8. 規則正しい生活を心がける。心も体も健全に成長できるように、自己管理を怠らないこと。
9. チーム行動において時間を厳守すること。
10. チームの活動を休む場合には、事前に必ず選手本人から直接連絡すること。
11. チーム活動以外（部活動、クラブ、他チーム、スクール、個人指導等）の活動参加は禁止とする。 ※事前報告をし、かつ株式会社フェニックスが承認した活動のみ参加は認める。
12. 選手およびその保護者は、SNS等を介してリーグ、レフリー、クラブ、又は選手およびその保護者への社会的評価を害する投稿をしてはならない。また、知り得たチーム情報、トップチーム情報を漏洩してはならない。 ※著しくチームに損害を与えるような行為については法的手段を講じる。

第16条（除名）

クラブは選手が次のいずれかに該当した場合は、選手を退団させることがある。

1. 選手が日本国の刑罰法規に抵触する行為を行い、あるいは重大な不祥事を起こしたとき。
2. 選手およびその保護者が、本同意書の事項またはクラブの指示に違反し、クラブが改善の催告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視し、または改善しなかったと認められたとき。
3. 除名は事情聴取、事実確認を経て、以下の者の合議により除名を決定できる。
 - ・三遠ネオフェニックス社長（北郷謙二郎）
 - ・三遠ネオフェニックスアカデミー本部部長（杉江俊通）

第17条（傷害対応）

- ① 選手はクラブ負担により、クラブ指定の傷害保険に加入する。
- ② クラブは選手に対し、チーム活動中において事故のないように万全の注意を払うが、Basketの試合中および練習中、または移動中の不測の事故による傷害に対しての補償については、クラブ指定の傷害保険の適用範囲内とし、それ以外の補償は負わないものとする。
- ③ クラブは選手がチーム活動中に怪我をした場合には、応急処置を行い、救急を要する場合は、救急搬送を行う。

第18条（休校・閉鎖）

天変地異、警報、社会情勢の変化、その他チームやクラブ存続することが困難となる事由が生じた際は、練習を中止もしくは閉鎖することが出来るものとします。

天変地異、警報が発令された場合は、以下の条件にしたがって判断をします。

- 1) 「暴風警報」が発令された場合は、警報が解除されるまで自宅待機をして下さい。
- 2) 当日練習開始の3時間前までに暴風警報が解除された場合は、通常通り練習を行います。
- 3) 当日練習開始の3時間前までに暴風警報が解除されない場合は、練習は中止とさせていただきます。

その他、警報（大雨、洪水、高潮等の警報）では原則休校措置はとりません。

第19条（肖像等の使用）

選手は、肖像、映像、氏名等が報道・放送において使用されること及び当該報道・放送に関する選手の肖像等の権利を包括的に協会、リーグに許諾する。選手は、クラブから指示があった場合、クラブ及び協会、リーグ、協会スポンサー及びリーグスポンサーの広報宣伝・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に無償で協力するものとする。選手は次の各号について、事前にクラブの承諾を得なければならない。

1. テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
2. 選手の肖像等の使用、及びその許諾（インターネットを含む）

3. 新聞・雑誌取材への応諾
4. 第三者の広告宣伝等への関与

肖像等の権利は選手が三遠ネオフェニックスU15として在籍する間、有効とする。

第20条（情報連絡管理サイトへの登録）

チームは、PiCRO(会員情報管理システム)を利用し選手の情報を管理、連絡を行います。

PiCROへは選手自身が登録を行いますが、登録意思が確認できない場合は、チームからの情報提供の受け取り意思が無いものと判断し、練習への参加を認めないものとします。

第21条（ブースタークラブ「TEAM83」ジュニア会員自動入会）

チームに入部した会員は、三遠ネオフェニックスブースタークラブ「TEAM83」ジュニア会員へ自動入会となり下記の特典が受けられます。入部前に選手がブースタークラブに入会済みの場合は自動入会にはなりません。また、入部前にブースタークラブに入会済みの場合、ブースタークラブ年会費の返金は致しかねます。

<ジュニア会員の特典>

- ・会員限定シリコンバンド（非売品）*ジュニア会員はシリコンバンドが会員証の代わりとなります。
- ・ブースター会員限定メールマガジンの配信
- ・三遠ネオフェニックスホームゲーム先行入場

第22条（個人情報の取り扱い）

クラブは、法令を遵守し別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱いますが、以下の目的で選手の個人情報を使用いたします。

1. チケット・グッズ販売
2. ブースタークラブ自動入会の個人情報登録
3. アンケート等の実施
4. クラブが主催する各種イベント・キャンペーン案内や情報の提供
5. サービスや情報、商品提供に関する郵便、メール等による連絡

第23条（規約の改正）

本規約は必要に応じ随時改定することができるとともに、本規約に関する事項または定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更についてクラブより変更内容通知後または送付後に練習に参加した場合は、本規約変更事項及び新規規約を承認したものとみなします。

第24条（施行）

本規約は令和4年4月1日より施行する。

私、_____は、株式会社フェニックスが定める上記の事項に対し、遵守と同意を誓約し、三遠ネオフェニックス U15へ入団します

年 月 日

所属中学校名 _____

選手(自署) _____ 保護者(自署) _____ 印

生年月日： _____ 年 月 日 住所 _____

公財) 日本バスケットボール協会選手登録番号(メンバーID: 9桁) _____